

北海道法人企業投資状況調査に関するQ & A（よくある質問）

1. 北海道法人企業投資状況調査とは

(1) 北海道法人企業投資状況調査はどのような調査なのですか？

北海道法人企業投資状況調査は、北海道に本社、支店、工場等の事業所を有する法人の北海道内における投資（資本形成）の実態を調査し、北海道総合開発計画の立案とその効果的な推進を図るための基礎資料とすることを目的とし、統計法に基づく一般統計調査として実施します。

(2) 北海道法人企業投資状況調査はどんなことを調べるのですか？

北海道法人企業投資状況調査では、次の項目について調査します。

- ①北海道内におけるたな卸資産額 ②北海道内における有形固定資産額（新規取得額）
- ③北海道内における減価償却実施額 ④資本金等の額、北海道内における主要業種

(3) 当法人は企業ではないので、調査対象外ではないのですか？

当調査は、北海道内における投資状況を調査するため、会社法人以外にも、医療法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人等の法人も対象として調査を実施しています。

(4) 北海道法人企業投資状況調査の結果はどのように活用されるのですか？

当調査の結果は、公的部門も含めた北海道全体の投資をとりまとめて「資本形成調査」として公表しているほか、国の「北海道総合開発計画」、北海道の「道民経済計算年報」、金融機関の経済見通し等を作成する際の基礎資料として、広く活用されています。

(5) どうしても答えなければいけないのですか？

当調査は、国の「北海道総合開発計画」の立案と効果的な推進を図るための基礎資料として利用されるほか、北海道の「道民経済計算年報」、金融機関の経済見通し等を作成する際の基礎資料として、幅広く利活用されている調査です。

また、本調査は約5,700法人を無作為に抽出して実施する標本調査であり、皆様のご回答によって成り立つものです。調査の趣旨をご理解いただき、是非ご協力いただきますようお願いいたします。

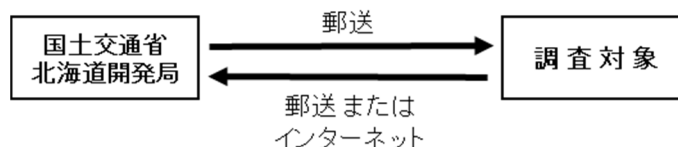
(6) 他にも似たような調査があるのではないですか？

設備投資を対象にした調査はほかにもありますが、法人の北海道内における設備投資など資本形成を対象とした調査は、国が行う調査としては、この「北海道法人企業投資状況調査」のほかにはありません。北海道内の資本形成の実態を的確に把握し、北海道総合開発計画の立案とその効果的な推進を図るための基礎資料とするためにも重要な調査ですので、ご協力をお願いいたします。

2. 調査方法について

(1) 北海道法人企業投資状況調査はどのように行われるのですか？

当調査は、国土交通省北海道開発局から調査対象に対して調査票を郵送し、記入された調査票を同封しました返信用封筒により「郵送」していただくか、政府統計オンライン調査総合窓口（インターネット）からのご回答をお願いいたします。



(2) どのようなところが調査の対象となるのですか？

北海道内に本社、支店、工場等の事業所を有する法人を対象としています。

「経済センサス」を基に調査対象となる母集団名簿を作成のうえ、業種別・資本金別に層化抽出し、約 5,700 法人に対して調査を行います。

なお、休業している法人であっても当調査の対象になりますので、お手数ですが、回答欄に必要事項をご記入の上、同封している返信用封筒に封入いただくか、「インターネット」からご回答いただくか、いずれかの方法でご提出をお願いいたします。

(3) 調査票の提出方法は？

「郵送」または「インターネット」からのご回答のいずれかをお選びいただけます。「郵送」の場合は、同封の調査票に記入のうえ、返信用封筒により返送いただきますようお願いいたします。

「インターネット」からご回答いただく場合は、インターネットブラウザを起動し、アドレスバー（URL）に <https://www.e-survey.go.jp> を入力すると、政府統計オンライン調査総合窓口のトップページが表示されますので、調査対象者 ID とパスワードを入力してログインした後に、回答をお願いいたします。

※調査対象者 ID とパスワードは調査票に記載しております。

操作方法の詳細は、北海道開発局のホームページに掲載されている「オンライン調査利用ガイド」をご覧ください。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/keikaku/ud49g7000000ipks.html>

3. 公表時期について

調査結果はいつごろ公表されるのですか？

調査結果については、公的部門も含めた道内分をとりまとめて「資本形成調査」として公表しています。

速報は調査実施年度の 3 月、確報は翌年度の 2 月の公表を予定しています。

（参考）令和 4 年度の公表予定

- ・ 令和 2 年度資本形成調査（確報） 令和 5 年 2 月公表予定
- ・ 令和 3 年度資本形成調査（速報） 令和 5 年 3 月公表予定

4. プライバシーの保護について

プライバシーは保護されるのですか？

この調査は、統計法に基づいて行われ、プライバシーは厳重に守られます。統計法では、調査に携わる者には調査上知り得た事項の秘密を守ることが義務付けられています。

提出いただいた調査票は厳重に管理し、一定期間保管した後、裁断処理のうえ処分しています。

5. 記入方法（全般）について

(1) 調査項目が百万円未満の場合の記入方法は？

調査項目は、全て「百万円未満」を四捨五入し、記入してください。

例えば、北海道内における有形固定資産の新規取得額が50万円の場合は、調査票に「1百万円」と記入してください。40万円の場合は、解答欄に「0百万円」と記入してください。

なお、調査項目は全て「百万円単位」です。桁数間違いにご注意ください。

(2) 新規の設備投資がない場合でも回答した方がよいですか？

新規の設備投資がない場合など、調査項目の記入内容が0円であっても、ご協力をお願いします。

北海道法人企業投資状況調査は、北海道での新規の設備投資（有形固定資産の増加額）のほか、減価償却の実施状況や棚卸資産の変動状況についても調査しております。いずれの項目についても、「該当がなかった」旨を含めて、状況を把握させていただきたいため、調査へのご協力をお願いします。

(3) 「資本金等の額」には剰余金を含みますか？

資本金等の額について、株式会社の場合は、資本剰余金及び利益剰余金といった剰余金等を含まずに、資本金のみが対象となります。「等」としているのは、資本金がない法人が、下記（4）に記載するように、資本金以外を記載する場合があります。

(4) 医療法人、社会福祉法人、学校法人などにおける「資本金等の額」の記入方法は？

法人において資本金に該当するものがない場合は、以下を参考に、「資本金等の額」を記入してください。

医療法人…基金

社会福祉法人、学校法人…基本金

宗教法人…基本財産の額

公益法人、NPO法人…正味財産の額

(5) 北海道分のみを把握・按分できませんが、どのように記載したらよいですか？

北海道分のみを把握することが困難な場合は、全国の従業員数と北海道の従業員数の比率で按分する等の方法により記載願います。また、実態に応じて、北海道の事業所等の売上高・出荷額等を按分計数として用いていただいても結構です。

6. 記入方法（個別事項）について

(1) 「たな卸資産」の記載にあたって、どういった帳簿を見ればよいですか？

一般的には、貸借対照表の「資産の部」における「流動資産」の内訳項目に記載されています。

たな卸資産とはいわゆる在庫品のことであり、当調査においては「翌期以降、販売、生産等のために使用することを目的として保有されるもの」としています。

具体的には、販売するために保有する商品・製品、販売を目的として現に製造中の半製品、生産、販売、管理等のために消費される原材料や消耗工具、備品、事務用品、荷造・包装用品等が対象です。

なお、「流動資産」の内訳項目に記載されている、「受取手形」「売掛金」「貸付金」「未収金」などの債権については、たな卸資産の記載対象外です。

(2) 「北海道内における有形固定資産」の記載にあたって、どういった帳簿を見ればよいですか？

一般的には、「有形固定資産」は、貸借対照表の「資産の部」における「固定資産」の内訳項目に記載されていますので、当該年度中に取得した有形固定資産額についてのみ記載してください。

貸借対照表をご覧いただく場合は、減価償却累計額を除く、当期末の純額と前期末の純額との差が、有形固定資産の増減額といえますが、売却や滅失、評価替等の影響が含まれるため、記載に当たってはご注意願います。

なお、「固定資産台帳」といった補助帳簿を元に回答いただいても構いません。

また、有形固定資産欄の計上対象は、「取得単価 20 万円以上かつ耐用年数 1 年以上の事業用の建物、車、設備機械、備品等」となっております。該当する有形固定資産と非該当の有形固定資産との区分が難しい場合については、適宜按分していただくなど、実態に応じてご記入願います。

(3) 「北海道内における減価償却費」は、当該年度に新規取得した資産のみ計上するのですか？

一般的には、「減価償却費」は損益計算書の「販売費及び一般管理費」の内訳項目に記載されています。当該年度の新規取得した資産に加え、過年度に取得済の資産分も含めて、当該年度に減価償却費として費用計上した額を計上して下さい。北海道分の記載にあたっては、他の項目と同様、実態に応じて計上願います。

(4) 減価償却の「減少分を含む」とはどういう意味ですか？

本調査における「減少分」とは、災害や廃棄などにより減価償却期間中の有形固定資産を除却した額のことをいいます。この場合、残存価値を一括して償却しますが、その償却額（減少額又は除却損）も調査票の減価償却実施額に含めるという意味です。ほか、減損損失を計上した額があれば併せて記載願います。

なお、中古品やスクラップとして有形固定資産を販売して得た金額（＝販売額）は計上しないでください。